

秋田市における公共交通の 活性化・再生に向けた取組み

1 秋田市における公共交通

現在、秋田市における公共交通としては、鉄道・バス・タクシーの陸上交通のほか、北海道および新潟方面を結ぶ長距離フェリー、東京・大阪他を結ぶ航空路線がある。この中で、市内各地を幅広くカバーしているのはバスとタクシーのみであり、手軽にかつ安価に利用できるバスの重要性が高い事が認められる。

(1) バス

秋田中央交通(株)が市内57路線において平日1日あたり約1,960便運行(H21.4)

その他にも、東京・能代・本荘などを結ぶ長距離バスがある。

- 〔秋田市内の乗合バスは、秋田中央交通(株)が、平日の上り下り合わせて57路線176系統運行
- 〔秋田駅を中心として(通称)新国道、竿燈大通り、(通称)牛島本通りに多くの路線が集中

(2) マイタウン・バス

郊外部における不採算路線の廃止代替交通として市が事業主体となるマイタウン・バスを運行

西部線 3路線 8系統67便

秋田中央トランスポート(株)が運行

北部線 3路線 6系統69便

キングタクシー(株)が運行

(3) JR (秋田駅発の普通・快速列車)

奥羽線 上り18本 下り22本

羽越線 上り17本

男鹿線 下り17本

秋田新幹線 上り16本

(4) 航空機 (秋田空港発 1日あたり)

東京行き 7便

大阪行き 4便

名古屋行き 3便

札幌行き 2便

ソウル行き 週3便

(5) フェリー

苫小牧行き 週5便

新潟行き 週2便

新潟経由敦賀行き 週3便

(6) タクシー

秋田市内には18社

約706台のタクシーが運行

その他、個人タクシーも約78台運行

(7) 空港アクセス

秋田駅発着のリムジンバスがそれぞれの航空便にあわせて運行。また、秋田市内発着の乗合タクシーも運行

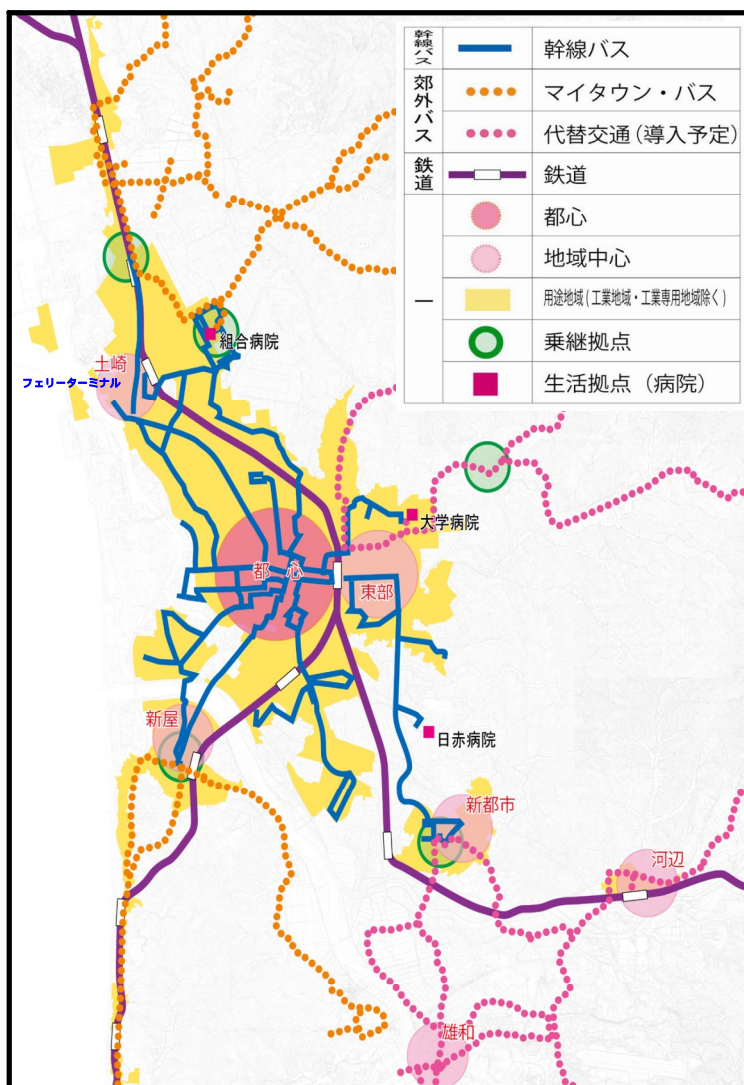


図 - 1 公共交通現況図

2 秋田市の乗合バス事業の現状

(1) 輸送人員と運送収入の推移

- ・40年代のピーク時と比較して、秋田県内の輸送人員は86%減少(H19/S44)。特にここ10年で半減(H20/H10)。
- ・広域路線バス(高速バス等は除外)を含んだ輸送人員に関する過去13年間の対前年減少率の平均は6.2%、同様に、運送収入では5.9%の減少となっている。
- ・市内のバス利用者の減少傾向は、おおよそ県内の利用者の減少傾向よりも緩やかである。

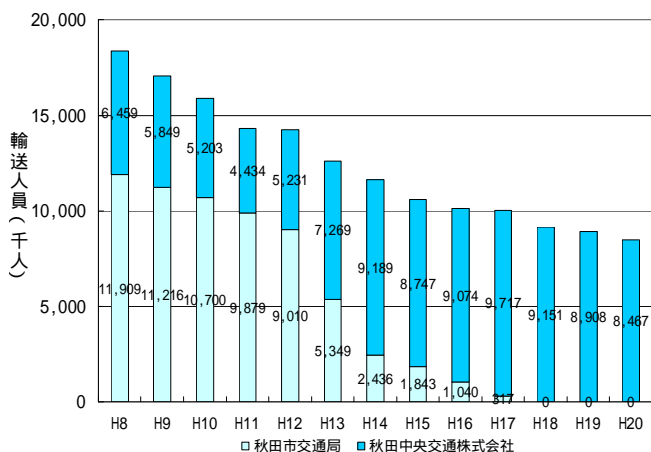


図 - 2 年度別輸送人員の推移

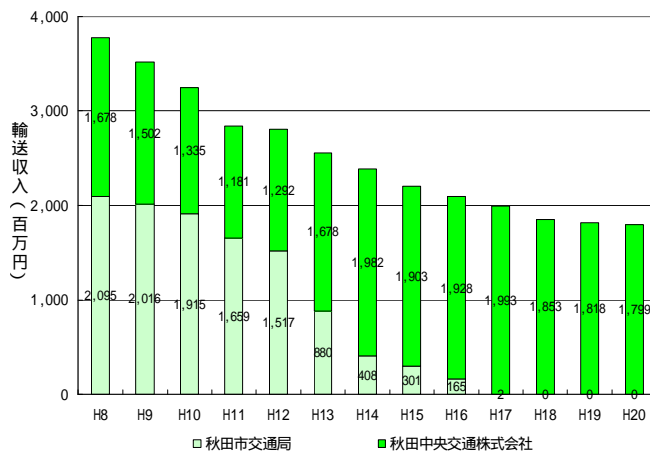


図 - 3 年度別運送収入の推移

(2) バス路線の収支状況(H19.10.1~H20.9.30)(マイタウン・バスを除く)

- ・市内の190系統の内、70%の133系統が赤字である。
- ・赤字額は約4億7千万円である。黒字路線の約1億2千万円を加えても、全体収支としては、約3億5千万円の赤字であり、その69%である約2億4千万円を国・県・市で補助している。
- ・赤字額、補助額の大きな路線は雄和循環バス、岩見三内線、太平線、仁別線等の市郊外部や五城目線等の近隣市町村へ向かう路線が大部分である。

表 - 1 平成20年度 収支状況

(単位：百万円)

	路線-系統数	収入	経費	収支	補助金	事業者負担額
赤字	53-133	858.6	1,328.3	469.7	243.7	109.4
黒字	29-57	637.2	520.6	116.6		
計	82-190	1,495.8	1,848.9	353.1	243.7	109.4

3 秋田市における公共交通の再生・充実に向けた取組み

(1) 秋田市交通局の廃止（平成12年～平成18年3月）

本市ではかつて38路線120系統のバス路線網を擁する交通事業を展開していたが、モータリゼーションの進展や交通手段の多様化、週休二日制の実施による休日の増加などにより利用者の減少が毎年続き、利用者増を図るための様々な方策や経費の節減に懸命の努力をしてきたものの、地方公営企業法の原則である独立採算制を確保することは困難な状態に陥った。

このため、本市におけるバス路線を効率化し維持し続けられるよう、全路線を秋田中央交通(株)へ移管し、市の交通事業を廃止することとしたものである。

(2) 公共交通（バス）の運行に関する維持方策について

公共交通（バス）の運行に関し、郊外部における赤字額の大きな不採算路線を含め、以下の維持方策を行っている。

平成17年度に市単独補助制度を創設

不採算路線の郊外部に代替交通（マイタウン・バス）を導入（次の16路線）

平成17年度（導入済）	西部地域	豊岩線、下浜線、浜田線
平成20年度（導入済）	北部地域	堀内線、小友線、下新城線、上新城線
平成21年度（予定）	南部地域	雄和線、岩見三内線、ユージュル
平成22年度（予定）	東部地域	上北手線、木曾石線、中北手線

東部地域：仁別線、太平線、下北手線は、未定

バス事業者へ路線再編やダイヤ改正等の抜本的な見直しを促す

地域の協力および主体的な取り組みを前提とした移動手段の確保

【参考】秋田市郊外部での不採算路線の取扱いについて

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/m1.pdf>

(3) 市単独補助制度（制度整備分補助）の創設（平成17年度～）

市民生活に不可欠なバス路線を確保するため、補助対象外としてバス事業者負担となっていた経費の一部を補助対象とする市単独の補助制度を創設した。

市街地走行割合相当低減分と平均乗車密度5人未満補助率低減分を補助対象とする。ただし、補助対象路線の赤字額から既存維持費補助額（国・県補助金含む）ならびに黒字路線の黒字額を除いた額と比較して少ない方の額とする。

(4) マイタウン・バス西部線の運行（平成17年10月1日～）

平成17年10月より、西部地区3路線（豊岩線・下浜線・浜田線）において、地域住民の移動手段の確保を図り、併せて、市の負担を軽減させるため、市が事業主体となるマイタウン・バスの運行を開始している。（運行責任は運行事業者）

現在は、廃止前の路線バスの便数、料金を維持しているが、平成22年10月を目途に、利用状況を判断しながら、「秋田市マイタウン・バス西部線運行協議会」においてダイヤなどの運行形態等の見直しを行うこととしている。

【参考】マイタウン・バス 豊浜ふれあい号のご案内

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/toyohama.htm>



マイタウンバス（豊浜ふれあい号）

(5) マイタウン・バス北部線の運行（平成20年4月1日～）

平成20年3月末に廃止となった4つのバス路線（堀内線・下新城線・小友線・上新城線）に代わる新たな運行形態として、20年4月1日より「予約式乗合タクシー」の運行を開始した。

運行に先立ち、19年9月1日から9日間、事前予約や乗り換えによる影響、利用者および事業者の課題を把握することを目的に、東北運輸局と共同で実験運行を実施し、「バス路線再生分科会」において「予約式乗合タクシー」方式で運行することが承認された。

運行後、出されたルート延伸の要望に関し、既存バス事業者と協議する必要がある。

【参考】マイタウン・バス北部線の利用方法、運行時刻表、路線図について

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/hokuinfo.pdf>



予約式乗合タクシー

(6) 秋田市地域公共交通協議会の設置（平成19年9月～）

(8)の交通政策ビジョンを策定するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会として「秋田市地域公共交通協議会」を設置した。

第1回秋田市地域公共交通協議会を平成19年9月27日に開催している。

平成21年2月26日開催の第8回協議会にてビジョンを策定した。

【参考】秋田市地域公共交通協議会

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/02kyougikai/default.htm>



秋田市地域公共交通協議会

(7) 秋田市地域公共交通協議会バス路線再生分科会の設置（平成19年12月～）

秋田市地域公共交通協議会において、バス路線の廃止や地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等について専門に協議する「バス路線再生分科会」を設置。

平成19年12月20日に開催した第1回分科会において、北部地域郊外部の「予約式乗合タクシー」の運行形態等について承認した。

平成21年6月9日に開催した第2回分科会において、河辺・雄和地域の代替交通の運行形態等について承認した。

【参考】秋田市地域公共交通協議会

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/02kyougikai/default.htm>

(8) 「秋田市公共交通政策ビジョン」の策定（平成19～20年度）

目的

将来にわたり持続可能な公共交通を実現するために、本市の公共交通の将来像を示し、その実現に向かって市民・交通事業者・行政各々の役割を定めるものである。

なお、同ビジョンは、19年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通総合連携計画として策定する。

基本的な方針

- ・市民生活を支える交通機関として、地域に応じた市民の多様な移動手段の確保
- ・より快適で使いやすい移動手段の実現
- ・市民・地元関係者、交通事業者、行政の連携によるビジョンの推進

対象地域

秋田市全域

計画期間

平成21年度から平成27年度（「第11次秋田市総合計画」の全体計画期間と整合を図る）

平成23年度に各施策の見直しを行う。

関係者の基本的役割

【市民・地元関係者】

地域公共交通に積極的に関わることにより、その維持に協力する。

【交通事業者】

中心部のバス路線の維持およびサービス向上に責任を持つ。

鉄道路線の維持およびサービス向上に責任を持つ。

【行政】

地域公共交通協議会において定期的にビジョンの推進状況を把握し、関係者間の調整によりビジョンの実現に努める。

地域公共交通の維持および利用者サービスの改善に要する予算の確保に努める。

郊外部における廃止路線沿線について、地域住民の移動手段の確保に責任を持つ。

(9) 秋田市の公共交通に関する調査・研究の相互協力に関する協定（平成19年7月締結）

本市と国立大学法人秋田大学工学資源学部土木環境工学科は、本市の公共交通に関する調査・研究における相互協力に関する協定を締結し、共同で調査・研究に取り組んでいる。

【参考】大学等と連携したまちづくり（秋田市都市総務課）

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/mn/06college/default.htm>

(10) 秋田駅周辺におけるバス総合案内システムの整備（平成20年4月1日供用開始）

公共交通の利便性向上および利用促進を図るため、バス利用者が簡単な操作でバスのりばや発車時刻等を表示する情報端末機を秋田駅周辺に3基設置するとともに、携帯電話からもそれらの情報を取得できるようにした。

【参考】秋田駅前バス案内サービス

http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/bus_information_service/default.htm



情報端末機

(11) 河辺・雄和地域、東部地域における代替交通の導入

河辺・雄和地域

平成20年5月に設置した各公共交通研究会において平成21年5月に運行形態の案を取りまとめ、6月のバス路線再生分科会において承認された。7月中に運行事業者を選定し、10月1日より運行予定。

東部地域

平成22年3月末での路線廃止の申し出が出されており、対応方針を定め、必要に応じ公共交通研究会を設置し、代替交通について検討する。

公共交通に関するご意見・問い合わせは「交通政策室」までどうぞ！

秋田市山王一丁目1番1号 TEL 018-866-2085 FAX 018-866-8814

E-mail : ro-urim@city.akita.akita.jp

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default1.htm>